

児童手当制度

目的

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※支給対象者の所得が所得制限限度額以上の場合は、上記にかかわらず、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

支給時期

毎年6月、10月、2月に、それぞれ前月分までの手当を支給します。

手続きの方法

☆出生や転入された場合、15日以内に役場に申請して下さい。（公務員の方は勤務先へ）
原則として、申請の翌月分から手当が支給されます。

必要な添付書類…受給者が被用者（会社員等）の場合は健康保険証の写しなど
転入の場合は、児童手当用所得証明書

その他、児童と別居している場合等は、別途書類が必要です。

☆第2子の出生等養育する児童数に変更があったときや、住所が変わった時、児童を養育しなくなった等の場合も申請・届出が必要です。

☆毎年6月1日時点における状況を確認するため、「現況届」を提出していただきます。
この届出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

※詳しくは、新郷村役場 住民生活課 住民グループへお問い合わせください。

